

令和元年度 第4回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和元年5月31日（金） 午前9時40分から10時5分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 上田博久
委員 小松哲也
委員 中本久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本晴彦 次長兼任用課長 山添久
給与課長 川口豊長 主 幹 尾田聡子
係長 毎野卓実 係長 高多孝典
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和2年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について
- 議案第2号 鳥取県警察官採用試験（令和2年4月採用予定 警察官A（2回目））の実施について
- 議案第3号 鳥取県警察官採用試験（令和2年4月採用予定 警察官B（2回目））の実施について
- 議案第4号 鳥取県職員採用試験（令和2年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の実施について
- 議案第5号 人事委員会規則の一部改正について（初任給、昇格、昇給関係）
- 議案第6号 「2019年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験（令和2年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

令和2年4月1日採用予定の標記の採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	9名程度
土木	1名程度
警察行政	3名程度
司書	3名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

一般事務、土木、警察行政：平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和2年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）を除く。

司書：昭和59年4月2日以降に生まれた人

イ 資格

司書：図書館法第5条第1項に規定する司書の資格を有する者又は令和2年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者

ウ 国籍

一般事務、土木、司書：日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和2年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

警察行政：日本国籍を有していること。

(3) 試験日程

受付期間	8月2日（金）～8月19日（月）（消印有効） （インターネット受付：8月2日（金）午前9時～8月19日（月）午後5時）	
第1次試験	試験日	9月29日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟
	試験種目	一般事務 教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査 警察行政 教養試験（多肢選択式）、適性検査 土木、司書 教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査
	合格者発表日	10月9日（水）（予定）
第2次試験	試験日	一般事務、土木、司書 10月下旬（予定） 警察行政 11月1日（金）（予定）
	試験会場	一般事務、土木、司書 鳥取県庁議会棟会議室 警察行政 鳥取県警察本部庁舎会議室
	試験種目	一般事務、土木、司書 人物試験（集団討論及び個別面接） 警察行政 人物試験（個別面接）、作文試験、身体検査
	採用候補者発表日	一般事務、土木、司書 11月中旬（予定） 警察行政 11月28日（木）（予定）

※ 警察行政の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ採点します。)また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。(第1次試験合格者のみ判定します。)

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。

◇議案第2号及び3号

鳥取県警察官採用試験(令和2年4月採用予定 警察官A(2回目))の実施及び鳥取県警察官採用試験(令和2年4月採用予定 警察官B(2回目))の実施について、事務局が一括して説明し、原案のとおり決定した。

○議案第2号 鳥取県警察官採用試験(令和2年4月採用予定 警察官A(2回目))の実施について令和2年4月1日採用予定の標記の採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官(男性)	2名程度
警察官(女性)	1名程度
警察官(自己推薦)	1名程度

(2) 受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月31日までに卒業する見込みの人(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)

イ 国籍要件

日本国籍を有していること

(3) 試験日程

受付期間		8月2日(金)～9月2日(月)(消印有効) (インターネット受付:8月2日(金)午前9時～9月2日(月)午後5時)
第1次試験	試験日	9月22日(日)
	試験会場	鳥取会場:鳥取大学共通教育棟 米子会場:鳥取大学医学部講義・実習棟
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、適性検査、資格加点(警察官(男性)及び警察官(女性)受験者のうち英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務、情報処理において一定の資格等を有する者に加点)、アピール論文(警察官(自己推薦)受験者のみ)
	合格者発表日	10月9日(水)(予定)
第2次試験	試験日	11月14日(木)～11月15日(金)(予定)
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験(個別面接)、論文試験(警察官(自己推薦)受験者以外)、適性検査、身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	12月12日(木)(予定)

※ 第2次試験は警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する適性検査及びアピール論文の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ判定する。)

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。

○議案第3号 鳥取県警察官採用試験(令和2年4月採用予定 警察官B(2回目))の実施について
令和2年4月1日採用予定の標記の採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官(男性)	12名程度
警察官(女性)	5名程度

(2) 受験資格

ア 年齢及び学歴要件

昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずる学校を卒業した人又は令和2年3月31日までに卒業する見込みの人を除く。

イ 国籍要件

日本国籍を有していること。

(3) 試験日程

受付期間		8月2日(金)～9月2日(月)(消印有効) (インターネット受付:8月2日(金)午前9時～9月2日(月)午後5時)
第1次試験	試験日	9月22日(日)
	試験会場	鳥取会場:鳥取大学共通教育棟 米子会場:鳥取大学医学部講義・実習棟
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、適性検査、資格加点(英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務、情報処理において一定の資格等を有する者に加点)
	合格者発表日	10月9日(水)(予定)
第2次試験	試験日	11月6日(水)～11月8日(金)(予定)
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験(個別面接)、作文試験、適性検査、身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	11月28日(木)(予定)

※第2次試験は警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する適性検査の評価は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ判定します。)

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。

◇議案第4号

鳥取県職員採用試験（令和2年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

令和2年4月1日採用予定の標記の採用試験を次のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 試験の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障がい者及び精神障がい者の雇用の促進を図る。

(2) 募集職種・障がい種別・採用予定者数

職 種	障がい種別	採用予定者数
一般事務	身体障がい	1名程度
	精神障がい	1名程度
警察行政	身体障がい	1名程度
	精神障がい	

(3) 受験対象者

次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(4) 受験資格

ア 年齢

昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

イ 国籍

(ア) 一般事務

日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和2年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(イ) 警察行政

日本国籍を有していること。

(5) 試験日程

ア 一般事務

受 付 期 間		8月30日（金）～9月17日（火）（消印有効） （インターネット受付：8月30日（金）午前9時～9月17日（火）午後5時）
第1次試験	試 験 日	10月27日（日）
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取県庁会議室 米子会場：鳥取県西部総合事務所
	試 験 種 目	教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査
	合格者発表日	11月14日（木）（予定）
第2次試験	試 験 日	12月上旬（予定）
	試 験 会 場	鳥取県庁第二庁舎会議室
	試 験 種 目	人物試験（個別面接）
	採用候補者発表日	12月中旬（予定）

（注） 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。（第1次試験合格者のみ判定します。）

イ 警察行政

受 付 期 間		8月30日(金)～9月17日(火)(消印有効) (インターネット受付:8月30日(金)午前9時～9月17日(火)午後5時)
第1次試験	試 験 日	10月27日(日)
	試 験 会 場	鳥取会場:鳥取県庁会議室 米子会場:鳥取県西部総合事務所
	試 験 種 目	教養試験(多肢選択式)、適性検査
	合格者発表日	11月14日(木)(予定)
第2次試験	試 験 日	12月2日(月)(予定)
	試 験 会 場	鳥取県警察本部庁舎会議室
	試 験 種 目	人物試験(個別面接)、作文試験、身体検査
	採用候補者発表日	12月20日(金)(予定)

(注) 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。(第1次試験合格者のみ判定します。)

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。

【質疑等】

委 員: 広報についてだが、琴の浦高等特別支援学校などにも受験案内は持って行っているか。学校からの関与が一番なので。

事務局: 持って行っている。

委 員: (事務局からの警察行政の採用について将来の法定雇用率の引き上げを見据えた募集である旨の説明に対して) 2021年までに法定雇用率が0.1%引き上がると説明があったが、県職員の場合はどれくらい影響があるか。

事務局: 行政職員が約3000人とする単純計算で3名程度となる。

事務局: 知事部局の場合は、現行の法定雇用率の2.5%から1%引き上げ後で算定した人数もすでに上回っているの、引き上げられても影響はないものと認識している。

委 員: 法定雇用率を上回っている中毎年度採用していくと、どんどんパーセントが増えていくと思うがその辺はどう調整していくのか。

事務局: 法定雇用率はあくまで下限なので、上回ることは特に支障はないと考えている。あとは、本日の新聞報道であった国の省庁の事例のように、採用しても短期間で辞職されることもあるので、継続して働いてもらえるよう取り組んでいくことが重要と考える。

◇議案第5号

人事委員会規則の一部改正(初任給、昇格、昇給関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり人事委員会規則の一部を改正しようとするもの。

1 改正する規則の名称

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)

2 概要

専門職大学の制度導入に伴い所要の改正を行う。

3 施行日

公布日とする。

◇議案第6号

「2019年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

「2019年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について

要求事項	回 答
1 賃金改善の要求	
(1) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するため、給与水準も同様に全国水準に合わせて改善すること。	○民間給与実態調査結果を踏まえ、国や他県の状況等を総合的に勘案し、引き続き県民・職員の理解が得られる給与水準とする必要があると考えています。
(2) 人員確保が困難化している獣医師、薬剤師、看護師、教員等について、待遇を改善することなどにより適正な人員を確保すること。	○任命権者の意見を伺いながら、人員の確保に努めていきたいと考えています。
2 臨時・非常勤職員の処遇改善の要求	
(1) 公務の運営に欠かせない臨時・非常勤職員の任用や処遇改善に関わって、2017年5月11日に成立した「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」をふまえ、人事委員会として可能な対応を行うこと。	○臨時的任用職員及び非常勤職員の処遇については、例年、給与勧告に併せた人事管理報告において本委員会の考えを示しているところです。なお、具体的な勤務条件については、任命権者と協議していただきたいと考えています。
(2) 臨時・非常勤職員の休暇制度、とりわけ有給休暇を拡充するよう各任命権者に対して指導すること。	○臨時・非常勤職員の休暇制度については、制度の趣旨及び国、他県等の状況を踏まえながら、正職員との均衡及び一般労働法制を考慮し、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。
3 職位整備の要求	
(1) 少数職種をはじめとする職位の整備を前進させるとともに、「人材育成、能力開発に向けた基本方針」にもとづいた公正な任用を行うよう各任命権者に対して指導すること。	○級別の職位配置は効率的な公務の執行と密接不可分な事項であり、現行の職位配置により公務の執行に特段の不具合は生じていないものと認識しています。また、任用については、職員の能力・実績を的確に評価して公正に処遇することが重要と考えており、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告において、本委員会の考え方などを示していきたいと考えています。
(2) 職員の士気、モチベーション維持のため、職位の整備を進めるよう任命権者に指導すること。	○級別の職位配置は効率的な公務の執行と密接不可分な事項であり、現行の職位配置により公務の執行に特段の不具合は生じていないものと認識しています。
4 諸手当改善の要求	
(1) 月45時間を超える時間外勤務手当の支給率を150/100とするこ	○民間事業所の状況を踏まえ、国や他県等の状況を総合的に勘案し、県民の理解が得られる制度とする必

要求事項	回 答
と。	要があると考えています。
(2) 通勤手当を以下のとおり改善すること。	
ア 交通機関等利用職員に対する通勤手当について、特急料金にかかる支給率を2/2とすること。	○手当の趣旨と国や他県等の状況を総合的に勘案し、県民の理解が得られる制度とすると考えています。
イ 自動車利用者に対する通勤手当について、駐車料金を含めた実費弁済とすること。	○駐車料金の負担については、昨年度、労使協議により一定の改善が図られたところであり、その後の状況を注視していきたいと考えています。なお、通勤手当は、通勤に要する経費を補助するものであり、通勤に要する実費を弁済するものではないと考えています。
(3) 育児休業者について、一時金や退職手当の支給率等すべての除算率を改善すること。	○手当の趣旨と国や他県等の状況を総合的に勘案し、県民の理解が得られる制度とすると考えています。
(4) 扶養手当の子の額を以下のとおり改善すること。	
ア 扶養手当の子の額を国と同額にすること。	○扶養手当は公民比較対象の給与であることから、民間給与実態調査の結果や、国や他県の状況等を総合的に勘案し、検討したいと考えています。
イ 教育加算額を引き上げること。	
ウ 他の扶養者の所得の多寡に関わらず、手当を支給すること。	
(5) 新規採用者に赴任旅費を支給できるよう改善すること。	○任命権者の意見を伺いながら、検討していきたいと考えています。
5 休暇制度改善の要求	
(1) 病気休暇制度を以下のとおり改善すること。	
ア 現在1疾病180日間のケーリング期間について国にあわせて短縮すること。	○制度の趣旨と国や他県等の状況を踏まえながら、県民の理解が得られる制度とすると考えています。
イ メンタル疾患等特定疾病に関する休暇期間を180日へ延長すること。	○制度の趣旨と国や他県等の状況を踏まえながら、県民の理解が得られる制度とすると考えています。
ウ 病気休暇の積算対象とならない、定期通院に対して職務専念義務免除とすること。	○治療のための定期的な通院を病気休暇の対象としていることに特段の不都合は生じていないものと認識しており、職務専念義務を免除する必要があるとは考えていません。
(2) 介護休暇期間を1年に延長すること。	○制度の趣旨と国や他県等の状況を踏まえながら、県民の理解が得られる制度とすると考えています。
(3) 特別休暇の育児時間を1日120分(60分×2回の分割取得も可能)に延長すること。	○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とすると考えています。
(4) 子の看護休暇の対象を以下のとおり改善すること。	
ア 日数を増やすこと。	○制度の趣旨と国や他県等の状況を踏まえながら、県民の理解が得られる制度とすると考えています。

要求事項	回 答
イ 対象を家族に拡充し、家族看護休暇とすること。	○制度の趣旨と国や他県等の状況を踏まえながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。
(5) 不妊治療に関する休暇を以下の通り改善すること。	
ア 特別休暇及び病気休暇が取得しやすい環境や運用を整備するよう各任命権者に対して指導すること。	○良好で働きやすい職場環境の確保については、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告の中で、本委員会の考えなどを示したいと考えています。
イ 不妊治療について長期の休暇が取得できるよう制度化すること。	○国や他の県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とする必要があり、利用状況等を注視していきたいと考えています。
(6) 夏季休暇の取得期間を6月から10月に拡充すること。	○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。
(7) 子育て部分休暇を小学6年生まで拡充すること。	○国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。
(8) 2017年10月1日に施行された育児・介護休業法の改正に伴い、入園式、卒園式等の行事参加も含めた育児にも利用できる育児目的休暇を制度化すること。	○国や他の県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。
6 職場環境改善の要求	
(1) 教員を含めた全ての職員の正確な実態を記載するとともに、各任命権者に対し、時間外勤務の実態把握はもとより、必要な人員配置や増員、業務の廃止も含めた見直しなど、時間外勤務の具体的な縮減策を講じるよう各任命権者に対して指導すること。	○時間外勤務の縮減は、仕事と家庭生活の調和、職員の健康の保持・増進、公務能率の向上の観点から、重要な課題と認識しています。本委員会が時間外勤務命令の上限を定め、本年4月から適用されたところであり、当該上限規制の順守状況を確認して、給与勧告に併せた人事管理報告の中で時間外勤務の縮減に関する本委員会の考えなどを示したいと考えています。また、引き続き36協定の遵守状況を確認し、違反事業場には労働基準法に基づく改善指導をしていきます。
(2) メンタル疾患罹患を含む業務による健康被害の防止策について、実態を把握したうえで、実効性あるものとなるよう各任命権者に対して指導すること。	○各職場における職員の安全と健康の確保については、最も重要な課題であると認識しており、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告の中で健康管理体制や職場復帰後の支援も含めた復帰支援策の充実に関する本委員会の考えなどを示したいと考えています。
(3) 労働災害を防止するため、管理職の責任を明確にして労働安全衛生体制の確立をするよう各任命権者を指導すること。	○各職場における職員の安全と健康の確保については、最も重要な課題であると認識しており、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告の中で健康管理体制や職場復帰後の支援も含めた復帰支援策の充実に関する本委員会の考えなどを示したいと考えています。
(4) セクハラ・パワハラが発生しないよう、任命権者への指導を含め積極的な対応を行うこと。また、発生した場合の対応について指針の見直しも含め、任命権者への指導を行うこと。	○ハラスメントの防止については、重要な課題であると認識しており、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告の中で、良好な職場環境づくりや、より適切な対応ができる体制づくりに関する本委員会の考えなどを示したいと考えています。
(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき、特定事業主行動計画が実効あるものとなるよう、各任命権者に対して指導すること。	○男女の別なく、子育てや家族等の介護を行う職員がその能力を十分に発揮し、高い士気を持って仕事ができる環境の整備は、職員のワークライフバランスの実現や公務能率の一層の向上の観点からも重要な取組であると認識しています。このため、引き続き、

要求事項	回 答
	給与勧告に併せた人事管理報告の中で、本委員会の考えなどを示したいと考えています。
(6) 休職者の職場復帰支援策の改善を任命権者に指導すること。	○休職者の職場復帰支援策については、引き続き、仕事と家庭生活の両立支援、職員の健康保持の観点から、各任命権者の取組状況を注視していきます。
(7) 介護離職者の再採用制度を創設すること。	○離職者の再採用制度を創設することは考えていません。
(8) 誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。特にガンの治療をしながら勤務できるような制度とすること。	○制度を創設することは考えていません。
(9) 職場の労働安全衛生を維持・向上させるために必要な措置を講じるよう各任命権者に対して指導すること。	○各職場における職員の安全と健康の確保については、最も重要な課題であると認識しており、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告の中で健康管理体制や職場復帰後の支援も含めた復帰支援策の充実に関する本委員会の考えなどを示したいと考えています。
(10) 妊娠時の業務軽減のため、非常勤職員等を配置できるよう予算措置を講ずるよう指導すること。	○妊娠中の女性教諭の負担軽減のための非常勤職員の配置などの取組が行われているところであり、予算措置については任命権者と話し合ってください。
(11) 労働基準法第36条第1項に規定する協定について、遵守するよう適切に指導すること。	○引き続き36協定の遵守状況を確認し、違反事業場には労働基準法に基づく改善指導をしていきます。
7 高齢者雇用制度の要求	
(1) 無年金期間を解消するために定年延長を確実に実現するよう意見の申出を行うこと。	○定年延長は公務員制度全体に関わることであることから、国の検討状況等を注視しており、意見の申出を行う必要まではないものと考えています。
(2) 再任用職員の給与については、以下のとおり任命権者に対して必要な対応を図ること。	○再任用職員の給与水準に関しては、引き続き民間給与水準の動向及び国における検討状況等を踏まえながら検討していきたいと考えています。
ア 再任用される級の最高号級の7割以上の水準を確保すること。	
イ 生活関連手当を支給すること。	
ウ 年収について、退職前の7割以上を確保すること。	
(3) 現行再任用制度での希望者全員の再任用を前提とした運用、または再任用短時間勤務の給与制度上の措置について必要な検討と報告・勧告を行うこと。	○国の通知等を踏まえ、本県の実情に合った制度運用が行われるよう、任命権者に求めていきたいと考えています。

六 次回人事委員会の開催

令和元年6月10日(月)午後3時から開催することとした。